

戦後レジームと学校教育—武道必修化の背景と行く末—

竹繁諒真 (武庫川女子大学社会情報学科) *

Postwar Regime and School Education : Background and Future of Making Martial Arts Compulsory

Ryoma TAKESHIGE

要旨

本稿では、戦後レジームにおける学校教育とりわけ武道教育について政治哲学を切り口に論述することにした。特に、戦後レジームの概念を精緻化するとともに、戦後武道教育必修化の背景についてこれまでの言説を取り上げた。結果、戦後レジームの影響を受けた学校教育(戦後レジーム教育)において自国文化理解の乏しさが表面化したことが武道必修化の背景であり、学習指導要領などの「格技」という表現などについても戦後レジームの影響を垣間見る結果となった。他方、武道教育の行く末については今後の様々な問題提起について留意する必要性を説いた。

キーワード：学校教育, 武道教育, 戦後レジーム, 武道学, 学習指導要領

1. はじめに

戦後学校教育において武道の完全必修化以降、約15年あまりの時を得た今日の学校教育は、これまでと比べて大きな変化が求められてきているのではないだろうか。

とりわけ、多文化共生を旗印にした地方自治体の活動を皮切りに様々なメディアで様々なパーソナルを持った人々に関する現状や問題が取り上げられる様になった。特に、ニューカマー外国人たちの学習支援や母国語の修得といった個々のアイデンティティの育成に学校教育も敏感に対応する必要性が示唆されてきた。学校教育における多文化的な社会背景を持つ学習者の支援については「隠れたカリキュラム」「言語修得」「宗教」などをキーワードに様々な配慮が必要である。

このような現状において、我が国古来の伝統文化の一つである武道が学校教育に関与する上において抱える問題は、現在のみならず未来にあるのではないだろうか。例えば、柔道においては今や国際化し

た武道競技の金字塔となっているがその実、国際化に際したルールの整備と細分化により結果として「JUDO」として一つのスポーツとしての性格を強める形で普及することになった¹⁾。これは国際的に日本文化が大きく受容されるという点においては非常に意義があることであるが、昭和初期または、それ以前の武道家たちの誰が今日の柔道の国際化を予想しただろうか。勿論、質的な意味で史資料においてそれを案ずることがあったと指摘される可能性はあるが、ビデオ判定や道着の色による選手の識別など文明化と国際化に際し、その競技の源流ないし原型にはなかったものが介入することについての予測は難しかったと推察する。

剣道においても、不当防具(布団の長さ等が安全性を著しくかく形状の剣道具)や竹刀ちくとう部の寸法の規定などにおいて古くから剣道に関与してきた防具制作者、指導者、門下生等の人々やこれまでの歴史を形成した先人たちは予想できたであろうか²⁾。このように、様々な競技者を取り巻く環境が

* 武庫川女子大学社会情報学科

〒663-8558 兵庫県西宮市池開町6-46

E-mail: 41731@mwu.jp

変化していくさなかに学校現場においても今後予想しえない新たな問題が発生する可能性は否定できない。一種目、一競技においてここ15年あまりで大きく変化する事象が発生するのであるから、学校教育という不特定多数の対象者を有する公のものにおいて大きな変化があっても不思議ではないだろう。

本稿においては、表題にふさわしく武道教育の必修化の背景と今後の未来を考察する上で、学校教育と武道という枠組みから戦後武道教育に注目する。その際、戦後教育と切り離せない問題として戦後レジームと武道教育の関係性を考察することとする。それは、戦後武道教育の完全必修化の背景の一つに「戦後レジームからの脱却」というスローガンのもと学校教育基本法の改正が行われたためである³⁾。また、今後どのような問題が武道教育において指摘されるのかを考察するためこれまでの言説を分析することで過去から未来についてどのような問題に注目すべきなのかその分析に努めることとする。これは、言説分析の持つ仮想的全体像の認識を可能にする性格から教育としての今後の展望を考える上で過去の資料が質的に有効な分析対象であると考えられるためである⁴⁾。

2. 戦後レジームとはなにか

そもそも、戦後学校教育に関連することになる戦後レジームとは何であるのか。小論ではまずそこを明確にしてゆきたい。その際に、ここでは政治哲学の力を借りて論ずることとする。

まず、レジームという概念についてであるが、政治哲学の概念において一つの重要なテーマとして注目されている。早瀬善彦(2012)は、政治哲学者レオ・シュトラウスのレジーム論から考察している。早瀬は、レジームという概念について用いられる場面が多岐にわたるが、その底を流れる共通概念の理論として、いかなる時代、国、地域であっても、国家や政治社会に正当性を付与する根本原理であるとしている。また、この概念において注目すべきは「その政治社会全体が、どういった生き方をもっとも重要な価値基準と考えるかという根源的な問いへとつながっていく」(早瀬2012:175)という早瀬の指摘である。この概念において国家権威のもとに統治された秩序と規範が成立することは、この言葉か

らも明らかになる。レジームは、哲学(ドイツ語)において「Norm」という言葉で表現され、判断、評価、などの基準となるべき原則として表現される規範は、ジョン・ロールズの言葉と考察を借りれば構成員の連合体である社会において一定の秩序がマジョリティないしマイノリティにおいて存在することを意味する。となれば、レジームとは先の早瀬の指摘を踏まえれば、「ある連合体においてどのような生き方が重要であり正当性があるとされるのかをしめす根源概念」と考えることができるのではないだろうか。

他方、「複数性としての正義⁵⁾」と「メタ・パワー⁶⁾」の両者が働くとするならば、先に示した「正当性があるとされるのかを示す根源概念」としてのレジームは、ある連合体(社会)にとっては協力を促しかつ正義(有益)であることがその概念たらしめる一因子として考えることができるのではないだろうか。

では、そのレジームについて「戦後」という言葉が付くといかなる意味を持つのか。戦後とはここでは、第二次世界大戦以降を意味すると考える。特に、「戦後レジームからの脱却」というスローガンを掲げた第1次安倍政権からとらえて米国支配下における第二次世界大戦後の日本の教育や憲法、政治、金融などの問題についての打開策を推し進めることとして解釈されていることからである⁷⁾。

先の論に戻れば、レジームはある連合体においては正義であることが一因子であるとした。ともすれば、戦後レジームからの脱却を唱えたがしかし、それ以前の社会において戦後レジームは正当性を有した正義であるという側面を持つと考えられないだろうか。小論においては、どの視点において正義であったのか否かという立場から戦後レジームとは何かを紐解き、後に学校教育とりわけ武道教育への影響性を考察することとする。

まず、戦後レジームというものがなぜ脱却すべきものとして捉えられたのかについて考察する。言わずもがな日本は敗戦国である。戦後日本はGHQの支配下において統治され、とりわけ教育においては非常に大きな変革期を迎えることになる。特に、米国教育使節団の介入によってアメリカ式教育体制が整備されてから日本の教育はそれまでとは大きく

異なった。では、なぜアメリカ式教育を日本に導入することになったのかまた、しなければならなかったのか。それは、日本が朝鮮諸国の統治時代に日本語教育や和名の使用を強制したものは決定的に異なる要因があると考え。西鋭夫（1998）は、日本国憲法並びに教育基本法はアメリカ式教育を日本に根付かせる根源であったとしており、そうまでしてアメリカが日本の教育に手を加えた理由について考察している。特に、戦時中は米兵たちの間で日本は非常に危機として捉えられていたことは多くのメディア作品などで描写されている。そこまで、日本人が敵国に恐れを抱かせたものとは何であったのか。それは日本人の「志」であり、国家のために全身全霊も持って敵に挑む姿であった。それを支配下においた日本でいかにふさぎ込むことができるのか。その最適解が教育への介入であったとしている。未来を見据えた規制を視野に入れたとき、教育は確かに効果を発揮するものであると考える。では、戦後日本における新たな教育はどのように変化したのか。これは多くの先行研究において議論されているが有名なものは、武道の全面禁止（学校教育への関与の禁止）、国語科における言語の規制、日本史、地理科目の停止と教科書の撤廃である。それらの背景は、日本の歴史をさかのぼることで軍国主義的な思想へつながり、アメリカ式教育において導入した軍国主義教育の否定が揺らぎを見せる可能性をほらむためである。後に、地理歴史科目編成においては今日における現行の原型となる教育体制にいたるわけであるが、戦後レジームへの脱却が叫ばれるのはまだ先の話である。

他方、戦後レジームはいかなる支持を得たのか（正義を持ったのか）。

その点について、近藤兵（n.d.）は戦後レジームからの脱却の意味について述べており、この指摘からいささか逆説的ではあるが戦後レジームがいかに正義であったのかについて考察することが可能であると考える。近藤は、2006年に発足した第1次安倍内閣のスローガン「戦後レジームからの脱却」について大きく二つの批判的意見を示している。一つは、戦後高度経済成長期に確立した、終身雇用、社会保障制度、年功序列という日本の経営方式から雇用形態の多様化と自由貿易に際した手続きの拡大、

企業主体の政策の打ち出し（主に農業等）を可能にした新自由主義的経済社会の確立がその一背景であるとし、社会における格差拡大を招く可能性から否定的な意見を示している。他方は、ポツダム宣言と日本国憲法に基づく戦後日本国家、つまりは、国民主権、戦争放棄、基本的人権の尊重を柱とした国家としての新生日本において戦後レジームからの脱却は（特に国家自衛に関する政策について）武的⁸⁾な方向へと舵を切ることであったと批判している。

ともすれば、戦後レジームは戦後の新生日本においては核となる概念であり、この概念があったればこそ「民主主義国家としての日本が近代において国際社会と渡り合うまでになったのだ」というこれを批判する立場に立てば、この二つの指摘について頷くこともできるだろう。そして、先に示した戦後日本が民主主義国家としての在り方を指し示したところこそが、戦後レジームが正義たる所以と考えることができるのではないだろうか。特に、高度経済成長期においては先述した日本的経営方式において日本国民の社会貢献がより強固になり生活水準が大幅に変化したことは、国民に密着した問題として戦後レジーム脱却を批判することに正当性を持たせるものであったと考える⁹⁾。では、なぜその「正義たる戦後レジーム」からの脱却がスローガンとなったのか。

その点については、第1次政権時の安倍首相（当時）の衆議院での言説に注目することができる。この言説は、第193回国会質問のうち「一 総理の言う『戦後レジーム』とは何を意味しているのか。具体的に示していただきたい。二 なぜ、『戦後レジーム』から脱却することが必要なのか。わかりやすく示していただきたい。」（質問第四三一号）という質問への答弁である。

一について

安倍内閣総理大臣が平成二十七年三月三日の衆議院予算委員会において述べた「戦後レジーム」とは、衆議院議員逢坂誠二君提出経済財政改革の基本方針二〇〇七に関する質問に対する答弁書（平成十九年七月十日内閣衆質一六六第四五七号）一についてと同様に、戦後の「憲法を頂点とした、行政システム、教育、経済、雇用、国と地方の関係、外交・安全保障などの基本的枠組み」を意味

するものである。

二について

お尋ねについては、平成二十七年二月十七日の参議院本会議において、安倍内閣総理大臣が「二十一世紀となった今、時代の変化に伴い、そぐわなくなった部分については、自分たちの力で二十一世紀の現在にふさわしい新たな仕組みに変えていくべき」と述べたとおりである。(内閣衆質一九三第四三一号)

二についての回答として触れられている先の衆議院本会議(平成27年2月17日)においては、戦後レジームからの脱却の具体性について質問されており、次のように言及している。

政府としては、「二十一世紀の時代の大きな変化についていけなくなっている」戦後レジームを、原点にさかのぼって大胆に見直し、「活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、自律の精神を大事にする、世界に開かれた『美しい国、日本』」を目指すこととしている。(内閣衆質一六六第四五七号)

ここで注目すべき点は、「『二十一世紀の時代の大きな変化についていけなくなっている』(内閣衆質一六六第四五七号)」という点である。先にも触れているが、戦後レジームは国民の生活水準を飛躍的に上げるなどの効果的な側面において正義であったはずである。では、なぜ正義たる戦後レジームは時代の大きな変化についていくことができなくなってしまったのだろうか。その点については、武道必修化の背景と大きく関与するため次節の小論にて論述することとする。

3. 戦後レジームと武道必修化

武道必修化の背景については、これまでも多くの学校教育学の研究並びに武道学の研究において示されているところではあるが、この小論においてその記述を避けて通ることはできないだろう。

戦後武道教育において注目すべき変革は、選択必修科目として柔・剣道等が学校教育に関与したことだろう。1956年に改訂された『高等学校学習指導

要領——保健体育科編』にて武道が選択必修化(男子科目に限る)されていることがわかる¹⁰⁾。しかし、この改訂では現行に記される「伝統」「稽古」といった文言での表現はなく、項目「(1)運動の分類」において次のように記されている。

運動の内容を導き出すために高等学校の時期に適切と考えられる運動を三つの主要な目標(身体的目標・社会的目標・レクリエーション的目標)と関連する度合によって、個人的種目・団体的種目・レクリエーション的種目の三つに分類した。

各運動種目は三つの主要な目標にそれぞれ関連をもつもので、どれか一つの目標に決めてしまうのには無理があることはいうまでもないが、このような分類の立場をとったのは、高等学校の時期の発達や卒業後の生活との関連を考えて指導計画をたて、また学習活動を展開する場合の便宜のためである。

またレクリエーション的種目は特に日常生活によりよく活用できるという立場でとりあげているので、これには一般に個人的種目や団体的種目のいずれかに分類できるものが含まれている。上の分類に所属するおもな運動種目は、次のようなものである。

a 個人的種目

徒手体操・巧技・陸上競技・柔道(男)・剣道またははしない競技(男)・すもう(男)

b 団体的種目

バレーボール・バスケットボール・ハンドボール・サッカー(男)・ラグビー(男) c レクリエーション的種目

水泳・スキー・スケート・テニス・卓球・バドミントン・ソフトボールまたは軟式野球・ダンス

(文部科学省1956:第2章第1節)

この時の学習指導要領における武道(柔道・剣道)については、各種運動競技の主要な目的に対応した分類として個人的種目に分類されており、この記述ではスポーツとしての許容を可能にする表現にとどまっていると考える。また、「剣道またははしない競技」(文部科学省1956:第2章)という文言から戦後

日本において、剣道の段階的復興への方策として剣道と近似した性格を有する競技として設定されたしない競技¹¹⁾が明記されていることがわかる。この学習指導要領が改訂された1956年にはすでに戦後武道界において全日本剣道連盟が結成され剣道が復活している。しかし、「剣道またはしない競技」という記述を見るに剣道をスポーツとして認識させる記述を行っている。「または」という表現はそのままとれば「あるものに『代えて』」という論調である。すなわち、武道（剣道）に代えてスポーツ（しない競技）で代替対応を行うことを教科教育に関する基本的な枠組みである学習指導要領において文部科学省が明らかにしたと考えることができるのではないだろうか¹²⁾。

筆者は、このスポーツとして武道が許容されるという事象についてもその背景には戦後レジームが存在すると考える。とりわけ教育においては、旧法(旧学校教育基本法)を背景に学校教育が展開されてきた。それは、先に触れたアメリカ式教育の導入の成果であり、まさしく戦後レジームの性格を有しているのではなだろうか。また、この表現については、戦後レジームの源流にある統治国家日本での新たな教育形式の展開が及ぼした近代教育への影響として「武道＝スポーツ」という概念が浸透したと考えることはできないだろうか。

学校教育において授業を実践するのは教師である。その教師が必読する学習指導要領において「武道＝スポーツ」という解釈が可能な表現がなされていれば、その教育過程において学習者にも作用し「武道＝スポーツ」という規範を再生産させることになったとしても不思議はないだろう。勿論、戦後男子において体育科目の選択必修科目群に柔道ないし剣道の名が明記されていることは非常に大きな一歩であったことは、戦後武道教育の歴史から言えば明らかである。しかし、その真意は段階的な学校教育への武道復活の手立てであったと考える。それは、先に示したしない競技の存在による。剣道は結果として、しない競技というスポーツをいわゆるバッファー (buffer) としての役割を担わせることで戦後復活することになった。そのため、この時の「武道＝スポーツ」と読み取ることが容易な概念も今日の学校教育から考えれば段階的に戦後の武道完全必

修化という目標達成のための手立てであったと考えることができるのではないだろうか¹³⁾。これは、学習指導要領において武道が「格技」として表現されていたことにおいても同様のことが言える。

では、なぜ学習指導要領において「格技」から「武道」へと名称を変更することになったのかその経緯について文部科学省(2007)は次の様に示している。

平成元年3月改訂の学習指導要領において「格技」が「武道」と改められている。これは、21世紀を目指し社会の変化に自ら主体的に対応できる心豊かな人間の育成を図ることを基本的なねらいとした教育課程審議会の答申(昭和62年12月)に基づいて、学習指導要領の改訂が行われたことによるものである。

教育課程審議会の答申に盛り込まれた教育課程の基準の改善方針の一つに「国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視すること」が挙げられており、体育については、諸外国に誇れる我が国固有の文化として、歴史と伝統のもとに培われてきた武道を取り上げ、その特性を生かした指導ができるようにしたものである。

「格技」という名称は、そもそも戦後の武道教育の取り扱いの時代的経緯を踏まえ、昭和33年以降、主として学習指導要領上の一つの運動領域の名称として用いられてきたが、今日では、武道は国際的にも日本の伝統的な運動文化として広く理解されており、さらに武道学会、武道館等の名称も多く用いられていることなどを勘案すると、もはや社会的にも学問的にも武道を用いる方が適切である。

このようなことから「格技」を「武道」に改称し、武道の優れた内容を学習指導の中で重視していくこととしたものである。(文部科学省2007:1)

上記の見解について注目すべきは、国際的に見ても武道という名称の使用が適当であるとする旨である。この文言の意味するところは、「戦後日本における格技系スポーツとしての武道の認識が世界的に許容されることが難しくなったため武道という名称

に変更した」ということではないだろうか。と、するならば日本における問題としては、「格技系スポーツとしての武道は世界に通用しなくなった」という点に絞ることができる。ではなぜ、格技系スポーツとしての武道が世界に通用しなくなってしまったのか。それは、金炫勇（2018）による学習指導要領での武道の取り扱いにおいて「格技」という記述が「武道」と改められたことの原因によると考える。金（2018）は、グローバル化する社会の中で、日本の伝統文化が国際的に注目され日本人にカテゴライズされる人々は、諸外国において「サムライスピリット」（金 2018：7）に精通していると認識されることが多くなったことが「格技」から「武道」という名称に変更された理由であるとしている。また、完全必修化については諸外国の人々にとって自国の文化について宗教的または哲学的知見を有していることは、当たり前のこととして認識されており留学生や他国で働く日本人が自国の伝統文化についての理解と知識が決して充分ではないと評価される事態が表面化し「日本人は自国文化への見解が乏しい」という評価を受けることに起因して2006年の新法（現行の教育基本法）への改正をもって「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養う」旨が目的として掲げられることになったとしている。

では、なぜ日本人は自国の文化への見解が乏しいと評価される事態になったのか。その背景こそ戦後レジームであると考えられる。戦後レジームを内包した学校教育が展開されることによって武道は、その独自性の一つである武的な性格とはある意味異なるスポーツというメタファー（metaphor）で学校教育に内在することになった。そのため、諸外国において日本人が自国の伝統文化とりわけ「サムライ」や「武士道」に代表される武的な性格を有する文化である武道についての知識が充分ではないと評価される状況を作り出してしまったのではないだろうか。

ともすれば、前節の小論にて引用した「戦後レジームからの脱却はいかなる意味を持つのか」という問いに対して内閣が返答とした『『二十一世紀の時代の大きな変化についていけなくなっている』（内閣

衆質一六六第四五七号）」という戦後レジームからの脱却のエビデンスは、学校教育とりわけ武道教育においては的を得ていると解釈することもできるのではないだろうか。レジームは、ある連合体にとっては指示を集め正義たるものであったとするならば、そのレジームが自国文化への理解を乏しくさせることの正義はどこにあると言えるのだろうか。戦後レジームを内包した学校教育の展開（ここでは仮に戦後レジーム教育と示す）において自国の文化についての知識が乏しいと諸外国より評価される事態が発生したとするならば、それは戦後レジームの成果として先に示した、戦後の新生日本は「飛躍的な経済発展をとげ、民主主義国家として近代において国際社会と渡り合うまでになった」とする戦後レジームの正義は、教育に関して言えば「自国文化への理解が乏しい日本人」と諸外国からの評価される結果を招き、その戦後レジーム教育の結果を「時代について行けなくなった」という言説をエビデンスとして「戦後レジームからの脱却」が打ち出され戦後武道教育の完全必修化を促したと理論づけることができるのではないだろうか。

ここで注視できる点としては、武道教育という枠組みにおいて戦後レジームは結果として今日の武道必修化への道を開くことになるという点である。戦後レジームによって引き起こされた戦後レジーム教育によって自国文化に乏しいと評価される事態が発生するが、その複線を回収する形で武道教育の完全必修化が打ち出されることとなった。すなわち、武道教育においては戦後レジーム教育の産物である「自国文化への見解の乏しさ」というものを必修化実施という方策でアプローチした点において非常に意義があるものであり、他教科と比べても「格技」という形から「武道」へ変化するなど独自の軌跡をたどってきたことから非常に尊いものがあると考えられる。

4. まとめに代えて

先の小論では、おおむね次のような論説を展開した。戦後レジームと武道必修化の関係について考察し、戦後レジームによって発生した戦後レジーム教育において武道についてはスポーツというメタファーで学校教育に内在した結果、自国文化への理

解が乏しいと諸外国より評価される事態を招いた。その結果、時代についていくことができないとして教育基本法が改正され、武道については「格技」という文言を改め「武道」として完全必修化が今日実施されている。

かくもあれ、先の背景によって武道が必修化されることになりおおむね15年余りが過ぎた今日、多くの問題が武道教育という枠組みにおいて指摘されている。一つは、復古主義や超国家主義的イデオロギーの注入を背景としたものである¹⁴⁾。特に、学校教育に関係するものとして、必修化前の指摘であるが武道場における神棚設置と拝礼行為を問題視する指摘もある(中村民雄1987)。戦後日本の教育においては、「宗教教育」とは切り離された形で実施されてきた。その中において先の指摘は、拝礼行為と神棚の関係は、戦前の超国家的イデオロギーを実践者に対して内在させ国家権威による国民統治を推し進める方策であったことが、近代「伝統」という名のもとに正当化されてしまっているのではないかという批判的意見であった。今日、神棚については、公立学校や私立学校の運営形態の差異によりその設置を教育というくくりで一外に批判することは難しい。しかし、先述した金(2018)の指摘を借りれば「宗教的哲学的に自国文化に対する理解が乏しい」と評価されたことが火付け役となり武道必修化が進むことになる。ともすれば、武道の基本的性格の中に組み込まれる礼法が学校教育において簡略化されれば、真摯に武道について受け止めた実践者は、場合によって道場という他の機関やさらに小規模な私的イニシアチブな集団に頼らざるを得なくなってしまうのではないだろうか。それでは、せっかくの学校教育において国際社会に対応できる人材を育成するという名目を見失い、元の木阿弥と化してしまう。ややもすれば、戦後レジームが引き起こした自国文化への理解が乏しい状態を再度生み出しかねない。このような、ある種のパラドックスを生みかねない状態が今日の武道教育の一課題と言えるのではないだろうか。指摘される問題は他にも存在する。よく取りざたされるのが柔道における安全性の問題である。まず、学校と死亡事故に関する研究において、学校での事故死の約半数が保健体育の授業や部活動などの体育活動において発生している

ことが明らかにされている(村田祐樹・内田良・甲斐久実代・渡邊丈真2015)。その中において、柔道については、その競技的側面から身体的事故の発生について留意する必要性が指摘されている(内田良2010)。また、多文化的なパーソナルを持つ学習者の存在に起因した問題(神戸市立高専事件¹⁵⁾)などもある。このように、今日の多文化社会や多文化家族というキーワードが表面化した時代においては見逃すことができない武道教育への批判因子は多い。おおむね昨今の武道教育への批判としては復古主義、超国家主義、安全性の三つが中心となる。しかしながら、本稿において取り扱った戦後レジームと武道教育という枠組みで考える時、復古主義については一つの糸口を指し示すことができるのではないだろうか。復古主義的批判の中心は道徳心の注入という問題視によるものが多いと考える。先の中村の指摘も道徳心の注入を問題視しての批判であった。しかし、日本における文化教育として考える時、戦後レジームによって一度幕を下ろした武道は国際社会で活躍する人材育成という大義名分のもとに復活した。であれば、復古主義、道徳心の注入という意味において今日作用していると言えるだろうか。勿論、それらの批判を見逃して良い理由にはならないと考えるが、過去の帝国日本主義的なものではない今日の武道教育の背景(戦後レジームからの脱却や設定理由)のもとに実践される教育活動である以上、復古主義として一概に批判してよいものだろうか。戦後武道教育完全必修化の背景が戦後レジームからの脱却である以上その実践における社会的背景は戦前と異なるはずである。勿論のこと、安全性や多文化的な学習者の存在などについては無視して良いとは言えない。特に、社会体育の分野においてはより注視する必要があると考える。本稿においては記述にとどめるが安全性と文化的背景を持つ学習者の存在については、今後より焦点を当てる必要があると考える。

最後に、本稿の意義と武道教育の行く末に関する筆者の考えを述べて結びとする。

本稿における意義は、おおむね次のものがある。第一に、戦後レジームという概念の精緻化である。教育学の領域について戦後レジームと新法(現行教育基本法)については分析されているがその概念

や具体性を明らかにしているものは管見の限り多いとは言えない。とりわけ武道教育と戦後レジームの影響を受けた教育（戦後レジーム教育）についての言及としては新たな試みとなったのではないだろうか。第二に、武道必修化の背景の精緻化である。勿論のこと、これまでも戦後武道教育における完全必修化の背景については研究されてきたところではあるが、先に述べた戦後レジームにおける武道教育への影響と武道教育の今後を考えるという枠組みで考察した点において、本稿の独自性となったのではないだろうか。そのため本稿においては、特に戦後レジーム教育と武道をキーワードにした研究的立場を一つ俎上にのせる形になったと考える。

次に上記の本稿の意義を踏まえ筆者の考えを簡単にまとめる。

戦後レジームからの脱却において、今日の武道教育は自国文化に乏しい日本人を生み出したことを教訓に必修化への道を開けたと言える。しかし、先に示した武道教育への問題点特に、復古主義や道徳心の注入という点については本稿での考察が充分であるとは言い難い。しかし、考えるべきは過去から未来である。本稿の冒頭にて触れたように今後予想しえない新たな批判や問題が武道教育を取り巻く可能性は大いにありえる。特に、戦後レジームを正義とする立場から戦後武道は、復古主義ではない民主的な市民スポーツとしての一種目であり、それが善とする主張が展開される可能性もある。では、過去それによって引き起こされた国民の文化理解の乏しさはどのように説明することができるだろうか。議論の繰り返しになるやもしれないが今日の学校教育において武道が必修化されている限り新たな問題は発生すると考えている。それがたとえ、先の批判と同じ立場からのものであったとしても真摯に受け止め研究対象とすることで今後の武道教育の行く末がより明るいものになる可能性が示唆できるのではないだろうか。

註・参考文献

1) 戦後柔道について、国際的スポーツとして普及したことに際してルールの細分化が行われたことは多く指摘されているが永木耕介・入江康平(2002)は、東京五輪に代表される国際化の「外

圧」が柔道の体重別が導入された一要因としている。他方、ダイナミクスな柔道を求めて国際柔道連盟がルールの改正を再三行う点について批判する声もある(伊藤潔 2018)。

永木耕介・入江康平、「戦後柔道の体重制問題にみる競技観の諸相」『日本武道学研究』第35巻1号, 2002, pp.1-13.

伊藤潔,「柔道競技における両者の罰則数の差にみる先取ポイント取得比率」『柔道科学研究』21巻, 2018, pp.1-4.

2) 2019年4月1日より全日本剣道連盟剣道試合審判規則が改訂され、竹刀の安全性を損なう加工の禁止やちくとう部直径の太さの指定、身体保護の観点から不当防具や面布団の長さ等が指定された。剣道防具に関する安全性の問題やその変遷については、日本武道学会第45回大会剣道分科会シンポジウム「あらためて、剣道具を考える」にて考察されている。

全日本剣道連盟, “剣道試合・審判規則の改正について”(https://www.kendo.or.jp/information/20190329/: 最終閲覧日: 2025, 1, 25)

中村民雄, 百鬼史訓, 森下捷三, 大保木輝雄「あらためて、剣道具を考える」『武道学研究』45巻3号, 2013, pp, 242-257.

3) 堀尾輝久(2015)は、武道必修化へといざなう教育基本法の改正について戦後レジームと関連付けている。

堀尾輝久「戦後レジームからの脱却と教育基本法改正」『研究室紀要』第32号, 2015, pp, 1-22.

4) 言説分析は、一定の史資料から言説空間の持つ仮想全体像やそこからの史資料の抽出が可能であると赤松は指摘している。

赤松学「言説分析とその可能性」『理論と方法』16巻1号, 2001, pp.89-102.

5) ジョン・ロールズの正義論について社会的資源の配分や基本的自由の保持を定めるものが「社会制度」であり、個人的な道徳や生き方を意味する「善」(good)ではなく、人々に社会的協力を促し、社会的資源の公正な配分を実現する規範的原理の「正義」に基づくと共に、その徳

- 目は真理と社会制度によるが、これについて「公正としての正義」とは、「複数性としての正義」と解釈している（宮内寿子 2009）。
- 宮内寿子「ロールズ『正義論』における自由の優先順位」『筑波学院大学紀要』第4集，2009，pp, 159-171.
- 6) 黒川修司（1998）は、レジーム論についてまとめとており、圧倒的なパワーを持つ覇権国が存在する場合、国家の動向を左右するルール体系を作ることがあり、その過程で注意すべきは、覇権国によるレジームはパワーのみならず覇権国の利益が重要となるとしている。そのような、レジームを形成、維持し、さらに国の利益となるように使用する力を「創造的な力」(structural power) あるいは「メタ・パワー」と呼ぶとしている。
- 黒川修司「レジーム論——相互依存と秩序」『横浜市立大学論叢 人文科学系列』49巻，2号，1998，pp, 129-148.
- 7) 東郷（2015）は、第一次安倍内閣におけるスローガンの戦後レジームからの脱却について、戦後日本の教育や法令の見直しについて占領時代の日本において打ち出されたものであったという歴史的背景から脱却するとしている。
- 東郷和彦「安倍晋三の『戦後レジームからの脱却』——文化と伝統の視点から」『京都産業大学世界問題研究所紀要』第30巻，2015，pp. 3-12.
- 8) ここでは戈を止めるという真意ではなく兵力・武力的な意味。
- 9) 山口二郎（2007）は、戦後レジームの成果について20世紀後半の経済発展と、国民の生活水準の高騰をあげている。
- 山口二郎「戦後レジーム——脱却か発展か」『世界』8月号，2007，“市民社会民主主義の理念と政策に関する総合的考察” (<https://lex.juris.hokudai.ac.jp/csdemocracy/opening.html> : 最終閲覧日：2025/1/25)
- 10) 戦後の学習指導要領においては、柔道のみが先に体育科目において再生しているとする言説があるが柔・剣道等複数の種目が明記されたのが1956年であった。
- 11) 浅見裕（1979）は、新しい競技について戦前の旧剣道と戦後の新剣道への変遷の過程においていわゆる「捨石」（浅見 1979：372）として扱われたスポーツであるとしている。
- 浅見裕「体育教材としての剣道に関する研究（その1）——剣道のスポーツ化に関連して」『岩手大学教育学部研究年報』第39巻，1979，pp, 365-378.
- 12) 浅見（1979）は、新しい競技について戦後に登場した剣道的運動による新スポーツであり、スポーツ色を柔道以上に強めた点について、匂いはさせるが形は見せない戦後の「とりあえずがまんさせる」方策であったことに触れている。
- 前掲書，1979，pp, 365-378.
- 13) 坂上康博（2016）は、剣道について戦後GHQの弾圧時期を「冬の時代」として捉えられていることについて先行研究から「学校剣道」「道場剣道」「警察剣道」のうち「学校剣道」が規制され、非公式な個人の活動については制限しないものであったとする言説に注目し、メディアでの武道に関する取り扱いもGHQの干渉によってスポーツ色を強めた表現であったとしている。他方、新しい競技やスポーツ色を強めることが「あてっこ剣道」（佐藤皓也 2019:2）に影響を与えた可能性については記述するにとどめる。
- 坂上康博「GHQ 占領下における剣道——規制、存続、スポーツ化、芸能化の諸相」『一橋大学スポーツ研究』第35号，2016，pp, 3-17.
- 佐藤皓也「剣道界における『あてっこ剣道』問題——『剣の理法』に基づく剣道との関係から」『スポーツ人類学研究』第21号，2019，pp,1-16.
- 14) 中村哲は、武道を含む伝統文化の教育（和文化教育）について武道からの教育的価値を示している。特に人間形成の手段として活用される和文化教育の重要性を示している。他方で、それらの批判的意見として国家主義、復古主義、道徳的態度の注入などの批判が戦後教育においてなされたとしている。
- 中村哲「文化創造的アプローチとしての和文化

教育の構築と具体例』『兵庫教育大学 研究紀要』
第 27 巻, 2005, pp. 95-110.

- 15) 伊藤靖幸 (1995) は、公立学校の在学生在が自己の宗教的信条に反するという理由で、必修科目である剣道の履修を拒否し留年処分となり、翌年度も原級留置処分を受けたために、学則により学校長により退学処分を受けたところ、当該処分が違法であるとして取消しを求めた行政訴訟 (神戸高専事件) について、教育委員会等の対応が決して柔軟ではないとし「管理主義教育姿勢」(伊藤 1995: 第 2 章第 3 節) という言葉で批判している。

伊藤靖幸「神戸市高専事件をめぐる」『大阪高法研ニュース』第 158 号, 1995.

内田良「学校事故の『リスク』分析——実在と認知の乖離に注目して」『教育社会学研究』第 86 集, 2010, pp.201-221.

金炫勇「第 1 章 武道教育に求められるもの」『武道をたずねて—武道教育への活用』大阪教育出版, 2018.

近藤兵「100 の論点: 22——『戦後レジームからの脱却』は何を意味するのでしょうか」, 日本平和学会 HP (<https://www.psj.org/100points22/>: 最終閲覧 2024/12/20)
衆議院 HP (https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/menu_m.htm: 最終閲覧日 2024/12/20)

中村民雄「武道場と神棚 (2)」『福島大学教育学論集 社会科学部門』42 巻, 1987, pp.1-17.

西鋭夫『国破れてマッカーサー』, 中央公論新社, 1998.

早瀬善彦「レオ・シュトラウスのレジーム論——哲学と政治社会の関係についての考察」『人間・環境学』21 巻, 京都大学大学院人間・環境学研究科, 2012, pp.175-190.

村田祐樹・内田良・甲斐久実代・渡邊丈真「保健体育科教職課程における『体育活動中の死亡・重度の障害事故』の取り扱いに関する研究—保険体育科教職課程で使用できる『スポーツ事故対応マニュアル』の開発をめざして」『2014

年度笹川スポーツ研究助成研究成果報告書』2015, pp.346-353.

文部科学省『高等学校学習指導要領——保健体育編』, 1956.

——『柔道指導の手引き』, 2007.